

Title	慶應義塾経済学会会則
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1950
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.43, No.1 (1950. 7) ,p.71-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19500701-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

果、財の賣手の収入は六五億圓だけ増加するから、又次のインフレギャップが生れる。これを避けるためには、六五億圓の所得を政府の超過利得税で徴収しなければならぬ。

完全雇傭水準に到達するか、或ひはさうでなくても設備能力が完全に限界點に達した後においては、つねにこの様な政策が必要となる。生産はもはや需要の増加によつては増加しない。政府支出が一定額だけ増加したとする。この場合、名目國民所得は Y_1 に増加するであらう。これを防ぐには、第一圖に示した消費曲線を C_1 の位置まで引き下げる必要がある。もし、國民所得が Y_1 に増加すれば、 $(C+I)$ 曲線は1の曲線の位置にまで高まるであらう。これを避けて國民所得の大きさを、以前の Y_0 に引下げるには、總支出曲線が四五度線とA點で交はる様な政策をとらねばならぬ。併し、Iを減らすことが出来ないとするれば、Cを C_1 に減少するより方法がない。このことによつて、1の曲線は2の曲線(點線)にまで引下げられ、國民所得は Y_0 の位置に落着くのである。かくして、政府支出と消費とが國民所得を決定する上で相互作用があることが認識される。このことは、一九二〇年代のインフレーションの分析が、貨幣數量説的なものに過

ぎなかつたと云ふ事實と對比するとき、インフレーション理論としても格段の發展を示すために、ケインズ理論が役立つことを示すものである。
以上の如く、クラインの見解はケインズに對して著しく同情的である。勿論、かゝる解釋を全面的に支持し得るか否かは問題の存在するところであるが、ケインズ經濟學のその後の發展として一讀すべき著書であらう。

前號目次 第四十二卷第七・八合併號

論說

銀行の支拂準備の意義……………町田義一郎

——アメリカの準備制度を中心として——

資料

アメリカ植民地財政の一齣……………金丸 平八

——マサチアセツツ植民地について——

ジェフアスンと農業……………木村喜久彌

書評

イーヴンズ著「アメリカ炭礦史」……………高村 象平

慶應義塾經濟學會々則

- 第一條 本會は慶應義塾經濟學會 (The Keio Economic Society) と稱す。
- 第二條 本會は經濟學の研究及びその奨励、普及並びに會員相互の親睦を圖ることを目的とする。
- 第三條 本會は前條の目的を達成するため次の事業を行ふ。
- 一 研究會の開催
 - 二 機關誌「三田學會雜誌」及びその他研究成果の刊行
 - 三 講演會、資料展覽會の開催
 - 四 他の學會及び諸團體との連絡
 - 五 その他本會の目的を達成するため適當と認めらるる事業
- 第四條 本會は慶應義塾大學經濟學部所屬專任者のうち經濟學を専攻する者を以て組織する。
- 第五條 本會に左の役員を置く。
- 一 會長 一名
 - 二 顧問 若干名
 - 三 委員 若干名
 - 四 監事 二名
- 第六條 會長は慶應義塾大學經濟學部長とする。顧問は會長が依囑する。委員及び監事は總會に於て會員の互選が依囑する。

慶應義塾經濟學會々則

によつて定める。

- 第七條 會長は本會を代表し會務を總理する。顧問は會長の諮問に應ずる。委員は委員會を組織し會務を執行する。監事は會計を監査する。
- 第八條 委員及び監事の任期は二年とする。但し再選を妨げない。
- 第九條 會長は年一回總會を招集する。但し必要に應じ臨時總會を招集することができる。
- 第十條 會員は年額金一千二百圓の會費を納める。
- 第十一條 會員は機關誌「三田學會雜誌」及び其他本會刊行物の配布を受けることができる。
- 第十二條 本會の經費は會費、賛助金、補助金及び其他の收入を以て之に充てる。
- 第十三條 本會の會計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄とする。
- 第十四條 本會々則の變更は總會の決議による。
- 第十五條 本會の事務所は慶應義塾經濟學部研究室内に置く。
- 經濟學會委員
- 金原賢之助 高村 象平
 - 小池 基之 伊東 倚吉
 - 千種 義人 遊部 久藏
 - 島崎 隆夫 鈴木 諒一
 - 白石 孝 宇治順一郎
 - 福岡 正夫 黒川 俊雄
 - 高橋吉之助